

教育委員会会議録

(定例会)

平成31年1月24日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	平成31年1月24日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後2時00分		
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美	
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男	
			委 員	石 田 有 世	
			委 員	野 上 武 利	
			委 員	武 田 ちあき	
			委 員	柳 田 美 幸	
5	議	場	に出席した者		
			副教育長	久保田 章	
			管理部長	矢 部 武	
			学校教育部長	平 沼 智	
			生涯学習部長	竹 居 秀 子	
			中央図書館長	波田野 育 男	
			管理部参事兼学校施設課長	中 村 和 哉	
			学校教育部参事兼指導2課長	田 邊 泰	
			学校教育部参事兼総合教育相談室長	藤 澤 美智子	
			学校教育部参事兼高校教育課長	吉 野 浩 一	
			学校教育部参事兼教育研究所長	千 葉 裕	
			学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長	高 後 仁	
			生涯学習部参事兼生涯学習振興課長	柳 田 正 明	
			教育総務課長	高 木 泰 博	
			教育政策室長	野 津 吉 宏	
			教育財務課長	栗 原 章 浩	
			学事課長	小 椋 和 彦	
			教職員人事課長	澤 田 純 一	
			教職員給与課長	山 本 順 二	
			指導1課長	吉 田 賀 一	
			特別支援教育室長	内 河 水穂子	
			健康教育課長	山 本 高 弘	
			人権教育推進室長	樋 爪 勇 司	
			文化財保護課長	青 木 文 彦	
			青少年宇宙科学館長	富 田 英 雄	
			博物館長	酒 井 浩 志	
			うらわ美術館副館長	森 山 日登美	
			生涯学習総合センター副館長	大 嶋 真 浪	
			管理課長	酒 井 雅 之	
			資料サービス課長	辛 島 敬 子	

6 会議録署名委員 柳 田 美 幸

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 5名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、柳田委
員にお願いいたします。
本日の議案第1号から第17号は議会に係る案件であることから
非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかが
でしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、公開議案であります、次第の3「その他」、
非公開議案であります、議案第12号、1号、13号、2号から11
号、14号から17号の順に審議を行うことといたします。
- その他 第3次さいたま市特別支援教育推進計画（素案）について

- 細田教育長 それでは、次第の3「その他」第3次さいたま市特別支援教育推進
計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。
- 特別支援教育室
長 それでは、第3次さいたま市特別支援教育推進計画の素案につい
て、御説明させていただきます。
本計画は、「第2次さいたま市特別支援教育推進計画」において、
特別支援学級の整備等に取り組んでまいりました成果と課題を踏ま
えて策定したものでございます。
本計画は、「さいたま市教育ビジョン」「さいたま市教育アクション
プラン」を踏まえ、いわゆるノーマライゼーション条例の理念を受け
て、本市における今後の特別支援教育の基本方針を示すものとして位
置付けております。

本計画の期間は、「さいたま市教育アクションプラン」との整合性を踏まえ、2019年度から2020年度までの2年間とします。

国の動向といたしましては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、平成29年3月には新しい小・中学校学習指導要領が、4月には特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が告示になり、そして平成31年度末までに特別支援学校高等部学習指導要領が告示されます。また、平成30年5月には、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知が出されております。

こうした社会の動向に適切に対応するため、協議会を設置して、学識経験者、保護者代表、障害者団体の代表者、公募による市民代表等からの意見を受けて、「第3次さいたま市特別支援教育推進計画」を策定するものでございます。

本計画では、基本方針を「共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」といたしました。

基本施策は、次の3つでございます。1つ目は「共生社会の形成を目指す～共に学ぶ・身近な地域で学ぶ〈ノーマライゼーションの推進〉～」です。2つ目は「児童生徒に必要な資質・能力を育成する～教員の専門性の向上～」です。3つ目は「連続的で一人ひとりに応じた支援を行う～連続性のある支援と校内支援力向上～」といたしました。

説明は以上でございます。

本計画の施策の実施を通して、本市の特別支援教育の一層の充実に努めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

石田委員

資料の表中に特別支援学級設置率が掲載されており、平成25年が38.1%、平成30年が90.6%と非常に伸びていますが、絶対に100%にはならないものなのではないでしょうか。

特別支援教育室
長

第2次さいたま市特別支援教育推進計画におきましても、特別支援学級の整備を掲げて、設置率の向上に努めてまいりました。そして、今回も「しあわせ倍増プラン」に基づきながら、浦和中を除く全校整備に向けて進めているところでございます。今後も引き続き推進してまいりたいと思っております。

大谷委員

通級指導教室に通っている児童生徒が増えているようですが、その要因をどのように考えていらっしゃるか教えてください。

また、特別支援教育コーディネーターの果たす役割やリーダーシップというのは大変重要であると思いますが、その方たちの実践力を高

めるための取組をどのようになさっていますか。

特別支援教育室
長

まず、通級指導教室についての御質問にお答えいたします。発達障害・情緒障害通級指導教室につきましては、ニーズが大変多い状況となっております。対象となるお子さんは、通常の学級に在籍しながら一部支援を必要とするお子さんですが、保護者また本人も含めまして希望をするという方が多いだけでなく、小・中学校の校長からも「発達障害・情緒障害通級指導教室があるのはとても助かる。」という声を聞いております。今後も発達障害・情緒障害通級指導教室の拡充に努めてまいりたいと思います。

続いて2点目の御質問にお答えいたします。特別支援教育コーディネーターへの取組につきましては、全特別支援教育コーディネーターを対象といたしまして、毎年研修会を実施して全体的な資質の向上に努めております。また、併せまして特別支援教育コーディネーター実践研修というレベルアップした研修会を用意しまして、校長の推薦のもと受講者を決定し、実践的・体験的な研修を開催することでより高い専門性の向上に努めているところでございます。

野上委員

以前、県外の特別支援学校の視察へ行った際、本来は特別な教育的指導が必要であるが、保護者の事情で特別支援学校や通級指導教室へ行かせないという人が潜在的にいるということを聞きましたが、さいたま市の場合、そういったことはあるのでしょうか。

特別支援教育室
長

正確な数字は分かりませんが、さいたま市の特別支援学級に入級されるお子さんは、毎年約100名程度増加しております。保護者のなかで特別支援学級に入りたいという方も非常に多いので、そういった意味で利用は高まってきていると思っております。なかには、特別支援学級や通級指導教室に抵抗があるという方もいらっしゃるかもしれませんが、学校では丁寧な相談を重ねております。就学につきましては、あくまでも保護者の意向を尊重しながら、丁寧な相談を重ねて今後も進めてまいりたいと思います。

野上委員

そうすると、表面化してきた人は全員受け入れていると理解してよろしいですか。

特別支援教育室
長

御希望のある方はお子さんの状態も踏まえまして、就学支援委員会の専門家の御判断もいただきながら、特別支援学級に入級している状況でございます。

武田委員

先ほど指摘がありました設置率についてですが、現在90%近いというのは、本当に素晴らしいことだと思います。ここ数年、学校訪問で色々な学校を回っておりますと、初めの頃は「特別支援学級が欲しい。」という校長先生方の声が非常に多くありましたが、最近は「特別支援学級が設置されて本当に助かっている。」といった現場の声がありました。また、多くの学校にあるということは、今まで学区を越えて通うのが大変だったお子さんたちが、自分の学区で行けるようになり、保護者にとっても大変有難いことだと思います。また、垣根が低くなり通いやすくなるという点でも大変効果があると思いますので、現場のニーズから見てもこのまま特別支援学級の整備を推進していただきたいと思います。

また、特別支援学級があるということは、その学校の普段のクラスのなかの支援を必要とする、または、支援を必要とするまでは言い切れないお子さんの指導に対して、他の先生方に特別支援学級の先生がアドバイスをしてくれ、すごく助かるといった話も現場で聞きます。そういった意味でもすべての学校に特別支援学級の先生がいてくださるということは、教職員のスキルを高めたり、ストレスを低くして「こういう風にすればいいんだ」と自信につながっていったりという、学級全体の経営にも関わっていくことだと思いますので、特別支援教育という視点だけでなく、学校全体としてこれからも進めてほしいと思います。

大谷委員

これは要望ですが、特別支援教育について門外漢だという教職員がいないように、すべての教職員に向けた問題意識の涵養について研修等でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

細田教育長

大変貴重な御意見・御要望をいただきましたので、ぜひそういったところも今後反映させてください。

それでは、この件は終了といたします。

その他 第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」(素案)について

細田教育長

続きまして、「その他」第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」(素案)について、事務局から説明をお願いします。

指導2課長

12月の教育委員会会議に続きまして、さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」について御報告させていただきます。本日は素案を御覧ください。

はじめに計画の名称についてでございます。これまで現行の「輝き

プラン」に続く計画として、「第2次」と掲げておりましたが、その前の「潤いプラン」を第1次として、今回の輝きプランを「第3次」として扱うことといたしました。混乱を生じてしまい、申し訳ございません。

それでは、素案について御説明いたします。まず、表紙絵でございますが、明日25日にうらわ美術館で開催されます、児童生徒美術展に出品された作品の中から選定をしたいと考えております。表紙の裏面には、子ども輝きプランという名称について、右側には教育長のあいさつを掲載いたしました。好きなことを見つけ、一生懸命に打ち込み、そのために努力を続ける姿にスポットライトが当たる子どもについても、また、「自分なんかどうせ何をやっても駄目だ」とか「自分は大切にされていないのではないか」と感じてしまっている子どもについても、11万人弱の子どもを一人残らず輝かせるという、教育長のメッセージをあいさつの一部とさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、左側が目次となります。この小冊子は、右側の概要版を上から順に説明するような体裁となっております。巻末に、資料として「本市の生徒指導に係るこれまでの取組」と「本プランに関連する資料」を掲載しております。

2ページ、3ページを御覧ください。こちらは「プラン策定の経緯」についての説明です。国の動向と市の動向から経緯をまとめました。また、本文だけでなく「ポイント」について解説欄を設けております。これは、12月の教育委員会会議において、武田委員から「管理職だけでなく、実際に児童生徒の指導に当たる先生方が理解を深められるように」との御指導をいただき、設定したものでございます。4月以降におきましても、周知について最大限の努力をしていきたいと考えております。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。こちらは「プラン策定の基本方針」についてでございます。本市の子どもたちは、「全国学力・学習状況調査」の「生活習慣や学習環境等に関する調査」において、小・中学校ともに「自分には、よいところがあると思う」等の質問において、肯定的な回答が全国平均を上回るという良好な結果が続いております。しかしながら、一方で、いじめや不登校等で悩んでいる子どもたちもおり、本市の約11万人の子どもたち一人残らず輝かせたい、そのような思いから、本プランは策定されております。生徒指導を特別な場面として位置付けるのではなく、授業の中で、落ち着いた雰囲気づくり、教師や友人の考えを聞き、お互いのよいところを認め合う関係づくり、自分の考えを表明できる場の確保等が保証された学習集団を形成していくことにより、支持・信頼・規範のある学級や学校づくりにつながっていくことを目指しております。

6 ページは「プランの目標」と「事業・取組の方針」です。12月の教育委員会会議において、大谷委員から「磨くと守るの主語について整理した方がよい」との御指導をいただきました。下から3つ目の丸印に「大人が子どもを教育する」というように、大人が主語で子どもが目的語になる形で使われることが一般的ではありますが、例えば人格の完成については、「児童生徒が望ましい大人になる」というように、児童生徒自身が主語となる形で行われていく必要がある、との説明を加えさせていただきました。この文言は生徒指導提要によります。

7 ページは「事業・取組と3つの留意点」についての説明です。「3つの留意点」については、直接児童生徒にかかわる教職員にとって、生徒指導の基礎基本とも言える大切なものでございますので、留意点の一つ一つに対して具体的な事例を挙げるなどして、7ページから次の8ページにかけて記載をいたしました。

9 ページ、10 ページには「事業・取組と3つの留意点の関連」として、特に重視してほしい留意点について、星印を付けてあります。

11 ページから14 ページまでは資料となっております。また、14 ページには協議会の委員名簿を掲載いたしました。

今後につきましては、明日清水市長に、その後、市議会議長、副議長に御報告をさせていただきます。さらに文教委員会での御報告を経て、完成に向かいたいと考えております。第3次生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の素案についての御報告は以上でございます。

柳田委員

本当に素晴らしく、分かりやすい内容だと思いますが、やはりここで決めたことをいかに現場に落とししていくかが、すごく大事になってくると思います。現場の先生方が理解し、整理しやすいように指導していただけると現場の先生方もとても助かると思いますのでよろしくをお願いします。

指導2課長

現時点での考えですが、毎月、かわら版やミニレターのような形で内容を分かりやすくしたものを配布したり、先生方一人ひとりが使っている校務用のパソコンのポップアップ画面にキーワードを載せたり、生徒指導主任会、管理職の研修会の際に、この計画を使って研修を行ったりということを考えております。生徒指導主任会は伝達研修のような形で、研修会で行ったことを学校で必ず全員の先生に伝えてくださいという内容が毎年ありますので、そこにもこの計画の内容を入れるということも考えております。あとこれは個人的な考えですが、様々な管理職の試験問題にも、ぜひこういう話題を出して先生方にも知っていただきたいと思っております。

細田教育長

委員御指摘のとおり、いい計画でも魂を入れないことには話にならないと思いますので、いま御説明いただいた色々な方策でどうやって浸透させていくかということを考え、先ほどの特別支援教育推進計画についても同じような形でしっかり現場に落としとしていただきたいと思います。

大谷委員

私自身のこれまでの経験から、生徒指導の一番大きな要素として、授業が分かるということが大事であると思います。すべての教職員が「分かる授業」に取り組む、学びの遅い児童生徒には積極的に手を差し伸べるということが一つの基本だろうと思います。そして、2つ目は、この計画の教育長のことばの中にもありますが「自己存在感を与えること」が重要であると思います。どこかで評価されるという仕組みについて、学級活動、部活動、学校行事などあらゆる場面で、その子の存在というものを自らが認識できるという場면을意欲的・意識的に作っていただきたいと思います。3つ目は、道徳教育です。相手の立場になって物事を考えられるという思いやりが基本だと思っていますが、指導者側がいかに自分自身の生き方・あり方を懸けて子供たちに真剣に訴えていくという、道徳教育のさらなる充実を要望します。

細田教育長

生徒指導総合計画を繰り返し練っているときに、いまの大谷委員の御意見も随分この計画の中に盛り込んであります。それはどういうことかと申しますと、過日新聞で大々的に報道されました、不登校ならびにその予備軍の子どもたちのアンケート結果で「授業が分からない」というのが大きな要因としてあったわけです。生徒指導上の問題が表出してきたときの要因としても「授業が分からない」ということがありますし、やはり学校は子どもたちにとって学びの場であって、授業が分からないことがいかに苦痛なのかということが見て取れると思います。ですから、この計画の中にもずいぶんそれが盛り込んであるということでございます。

指導2課長

我々も思い同じくしてこの計画を作っておりますし、先生方にお話しする際にもしっかりと重点を置いて伝えていきたいと考えております。

野上委員

さいたま市の教育委員になって感心しているのは、12年間を見据えて人材育成をしていこうというストーリーをさいたま市の教育に感じることです。以前、中教審の部会で全ての学校種の話聞く機会がありましたが、それぞれの学校種に不足している事項、要望事項が

あるにも関わらず、それをなぜ共有化しないのだろうと感じていました。

さいたま市の教育委員になって、「学力向上ポートフォリオ」の存在を知り、このようにそれぞれの学校種の先生が把握している、児童・生徒一人ひとりの能力を共有化すればいいのになと思いました。

さいたま市は日本一の教育都市を目指しているということであるので、ポートフォリオ上で、12年間を見据えたお子さんのカルテを作ってほしいと思っています。そして、そのカルテづくりのために、この輝きプランを作動させていただいたら有難いと思います。

細田教育長

それでは、この件は終了といたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第12号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

続きまして、議案第12号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、議案第12号平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）につきまして、御説明させていただきます。

資料は、別冊2の1ページから14ページまでになります。

提案理由でございますが、国の平成30年度第1次補正予算に伴い、市立中学校の特別教室等に空調機を設置するための経費のほか、各事業において業務委託・工事等の契約差額などによって生じた事業費の減額について、市長に申し出するものでございます。

少し説明を加えますと、今回の補正予算は2つに大別されます。先ほど申し上げた、学校への空調機設置のように新たに行う取組に関し予算を確保する補正と、2月議会に関しましては、年度の中では最後の議会となることから、予算額を決算の見込みに合わせる補正も併せて行っているところです。

それでは、資料3ページをお開きください。

第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上の表、歳入につきまして、右から2つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行に記載されていますように、合計で6億3,555万円の増額補正、次に下の表、歳出につきましては、合計で15億3,220万3千円の増額補正となっております。詳細については、後ほど御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。第2表「継続費補正」を御覧ください。

い。

事業名の欄、上から2番目の「与野本町小学校複合施設整備及び屋内運動場等改修事業」につきましては、国庫支出金の支給見込みに合わせ、30年度と31年度の継続費の年割額を変更するもの、その他の4事業については、工事等の完了が近づき、事業費が確定することに伴い、継続費の予算額を決算額に合わせるための補正となっております。

次ページの第3表「繰越明許費補正」でございますが、1番目の「中学校営繕事業」は、新たに実施することになりました中学校の照明のLED化、こちらの導入に係る支援業務委託料について来年度へ繰り越すものです。

2番目の「中学校空調整備事業」は今回の補正予算で予算化する中学校の特別教室への空調整備に要する経費について、また、3番目の「文化財保護事業」は、真福寺貝塚と見沼通船堀整備のうち、年度内に事業完了が見込めないものについて、翌年度へ繰り越すものです。

4番目の「特別支援学校施設等維持管理事業」は、今回の補正予算で予算化する空調整備に要する経費、こちらに加えまして、特別支援学校のLED化に関する支援業務委託料の合計額を、翌年度へ繰り越すものとなっております。

次に、補正予算の詳細について御説明させていただきます。7ページの資料を御覧ください。

はじめに「歳入」でございますが、表の一番下の歳入合計の補正額の欄6億3,555万円のうち、国の平成30年度第1次補正予算に伴い、追加で交付されることとなった空調機設置にかかる補助金の合計は4億7,461万5千円となっております。それ以外の1億6,093万5千円につきましては、決算見込みに基づき歳入予算の調整を行った金額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページの歳出の事項別明細書を御覧ください。

歳出の表につきまして、一番右側の説明欄で金額の前に三角印がついているもの、これが最初に説明いたしました決算額に合わせてマイナス補正を行う事業となっております。

全部で27事業、合計15億8,181万3千円のマイナス補正を行います。マイナスとなります補正額の内訳でございますが、職員人件費がマイナス1億3,700万円、人件費以外の各事業にかかる経費が14億4,481万3千円となっております。

また右側の説明欄の中に、事業名のみで金額が記載されていない事業がございますが、歳出予算は変えず関係する歳入のみ補正を行った事業となっております。

続きまして、「通常補正分」として増額補正を行います3つの事業について御説明いたします。

13ページからの関係資料を御覧ください。

上段、10款教育費2項小学校費4目学校建設費、学校施設課所管の「小学校校舎増改築事業」でございます。

現在建設中の与野本町小学校複合施設の空調機設置工事に関し、国の第1次補正予算に伴い臨時特例交付金が交付されることとなりましたため、必要となります継続費の年割額の変更を行うとともに、今回の臨時特例交付金以外の国庫支出金等の決算見込額にあわせ、財源の更正を行うものです。

年割額の変更につきましては、平成31年度の年割額から2,800万6千円を差し引き平成30年度分として同額を計上するもの、つまり事業費の前倒しを行うもので継続費の総額に変更はありません。

なお、国庫支出金に関しましては、空調分として497万円新たに交付されることとなりましたが、他の国からの交付金が1,263万6千円の減額となりますため、この事業をトータルすると結果的に表の右上の財源内訳の欄のとおり、766万6千円の減額となっております。

下段、10款教育費3項中学校費4目学校建設費、学校施設課所管の「中学校空調整備事業」でございます。

こちらにつきましては、国の第1次補正予算に伴う臨時特例交付金を活用し、市立中学校の空調機が設置されていない特別教室に、空調機を設置する工事等を行うものです。

補正額は30億7,900万5千円ですが、年度内に完成が見込めないため全額繰越明許するものです。

次ページの上段、10款教育費8項特別支援学校費4目学校管理費の「特別支援学校施設等維持管理事業」でございます。

こちらにつきましても、国の第1次補正予算に伴う臨時特例交付金を活用し、さくら草特別支援学校のトイレについて、空調機を設置する工事等を行うものです。

補正額は700万5千円ですが、年度内に完成が見込めないため全額繰越明許いたします。

以上3事業の増額補正額の合計が31億1,401万6千円、先に御説明いたしました「決算見込分」のマイナス15億8,181万3千円を相殺しました、プラスの15億3,220万3千円が今回の歳出補正予算額となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

細田教育長 御意見、御質問等はございますか。
御意見がなければ議案第12号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第1号 平成31年度教育行政方針について

細田教育長 続きまして、議案第1号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育政策室長 それでは、議案第1号平成31年度教育行政方針について御説明させていただきます。

この教育行政方針案につきましては、様々な御指摘を踏まえ修正した項目のうち、主なものについて説明をさせていただきます。資料につきましては、議案の他に、説明資料をお配りいたしました。この説明資料につきましては、議案と同じ内容となっておりますが、説明用として、修正箇所が分かるように下線を引いてありますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

はじめに、各事業前の前段部分における主な修正について説明させていただきます。

2ページ「さいたま市教育委員会の取組と成果」を御覧ください。ここでは「第2期さいたま市教育振興基本計画」の策定に向けた取組について御指摘をいただきましたことから、この項目の5ページにその策定について追記いたしました。

次に、6ページ「『未来を拓くさいたま教育』を推進する『PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ』」を御覧ください。ここでは、教育界が企業や各団体等とどのように連携していくのか、という御指摘を踏まえて、3つのGのうちGlobalに掲げた、グローバル社会の様々な分野において活躍するための資質・能力を育成していく観点から、15ページ「(11)市立高等学校『特色ある学校づくり』事業の推進」におけるイノベーションプログラム導入のほかに、28ページ「(33)生涯学習人材バンク事業の推進」に企業・団体等との連携による人材発掘について記載いたしました。

次に各事業の主な修正について、説明させていただきます。

11ページ「(2)アクティブ・ラーニングの推進」につきまして、グローバル化等により社会が急速に変化している時代背景のもと、新

学習指導要領の改訂等を踏まえながら、本市での授業改善に向けた取組や、「希望（ゆめ）実現プロジェクト」及び教育フォーラム等を記載し、文章を再構築しました。

13ページ「(5) 保育所・幼稚園等・小学校の連携」につきまして、いじめ防止の視点を踏まえ、良好な人間関係の構築に踏み込んだ記載に修正いたしました。

18ページ「(15) ネットトラブル等防止のための情報モラル教育の推進」につきまして、誹謗中傷やいじめ防止の視点を踏まえて、修正いたしました。

19ページ「(17) 『グローバル・スタディ』の充実」につきまして、これまでの全国に先駆けた本市らしい英語教育の推進と成果を踏まえ、「英語力ナンバー1」というキャッチフレーズを用いて、今後も各取組を通して将来をたくましく豊かに生きる児童生徒をはぐくんでいく、という文脈で再構築いたしました。また、教員の指導方法の研究や指導力向上の研修についての御指摘を踏まえて、21ページ「(19) 子どもたちの体力向上に向けた施策の推進」、25ページ「(27) 道徳教育の推進」につきまして、修正いたしました。

さらに、今後の公民館運営についての御指摘を踏まえて、27ページ「3. 人生100年時代を輝き続ける力の育成」の説明に、公民館の運営に関する記載を追記し、修正いたしました。

30ページからの「(36) 博物館・美術館・科学館事業の充実」及び、31ページからの「(38) 生涯学習施設と学校との連携充実」につきまして、他の項目とのバランスも考慮し、各館ごとの記載に、修正いたしました。

35ページ「(40) 親の学習事業の推進」につきまして、男性参加者の満足度向上が事業の目的のように読めるとの御指摘を踏まえ、本事業における男女共同参画の視点に触れながら、修正いたしました。

37ページ「(46) 学校における働き方改革の推進」につきまして、教員に実施した意識調査等の結果を踏まえ、これまでの本市の取組や、今後の取組として、部活動指導員配置校の拡充、具体的な説明を加えたスクール・サポート・スタッフの配置について記載するなど、文章を再構築しました。

そのほか、御指摘を踏まえ、26ページ、主権者教育における権利と義務といった社会人としての素養のはぐくみ、31ページ、うらわ美術館における「ギャラリートーク」などの学芸員の活動、35ページ、チャレンジスクールにおけるこれまでの成果と今後の方向性、38ページ、人づくり、人材確保改革の推進における「さいたま市教師塾『夢』講座」の実施、同じく38ページ、教員の資質能力の向上に

におけるハラスメント防止のための研修の実施、42ページ、学校トイレの洋式化における現状と目標など、文言、字句も含めて修正をさせていただきます。以上でございます。

武田委員

39ページ「(48) 教員の資質能力の向上」のなかで、「ハラスメントについての理解を深めるとともに防止を図る」と記載されていますが、これを文章全体で読むと、この「理解」という言葉に関して誤解することはないかと思えますけれども、「理解」よりは「知識」としたほうが良いかなと思います。

細田教育長

ハラスメントについて理解して、それを行うということではありませんので、誤解のないよう「知識」と修正していただきたいと思えます。

教育政策室長

御指摘のとおり「知識」と修正いたします。

細田教育長

27ページ「3. 人生100年時代を輝き続ける力の育成」のところで、3段落目の「特に、市内59か所と市民の最も身近にある公民館」との記述ですが、これまで公民館について、生涯学習総合センターを含め60館と言っているの、「60か所」という数字のほうが良いかなと思えますがいかがでしょうか。

生涯学習総合センター副館長

御指摘のとおりだと思います。生涯学習総合センターについては、地域性がなく全市対象となり、身近にある公民館という印象が薄いということで「59か所」と記載いたしました。確かにこれまで生涯学習総合センターも含め「60館公民館」としておりますので、「60か所」と修正させていただきます。

野上委員

26ページ「(29) 主権者教育の推進」のところで、最後の段落で「高等学校においては」とありますが、私としては主権者教育は18歳になるときに必要なのではなくて、小・中・高等学校での教育段階において常に色々なテーマに権利と義務ということがあると思えますので、「小・中・高の学校段階において」というように修正していただくのが良いかなと思えますが、いかがでしょうか。

細田教育長

確かにおっしゃるとおりで、高等学校の教育段階においてのみ主権者教育の推進をするというわけではないのですが、この後に続いていく内容が、「模擬投票を実施するなど」にかかっているの、工夫が必要であると思えます。

野上委員 実際投票行動を行う18歳より前の小・中学校においても、学級委員を選ぶなど色々なことを決める時に「子ども政治投票」というようなものがあると思います。政治だから高等学校というだけでなく、政治行動・投票行動というのは、小・中学校の学校段階においてもあると思いますので、検討をよろしくお願いします。

教育政策室長 「各学校段階において」という観点を含めて、文章を精査していきたいと思います。

細田教育長 昨日、私自身も教育政策室に指示をしましたが、小学校・中学校のそれぞれの発達段階においてふさわしい主権者教育について、高等学校の前のところで書き込んでいただく必要があるかと思います。昨日の新聞にもありましたとおり、市長の定例記者会見のなかで2019年度については、選挙イヤーということもありまして、学校教育のなかに主権者教育、もっと言えば公民教育についてももしっかり取り組んでもらいたいという御意見もありましたので、もう一步書き込むということが必要かもしれません。よろしくお願いたします。

柳田委員 35ページ「(41)子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進」ですが、個人的に健康第一というところがすごく大事だと思っております。2行目のところに「本市独自のキャンペーンの取組内容の見直し」と記載してありますが、本市独自のキャンペーンというのはどのようなものをされていらっしゃるのかお教えください。

生涯学習振興課長 本市独自のキャンペーンといたしましては、4月当初に期間を設けてまして学校において、当課が作成したチラシを配布したり、学級懇談会のなかで保護者に対しキャンペーンの話をしたりということをしております。また、夏休みに入ると朝起きる時間が遅くなるということもありますので、その期間についても取組を周知するような形でやっているキャンペーンとなります。

細田教育長 柳田委員の御指摘のとおり、「早寝・早起きや朝食の摂取等の生活習慣向上を図るため実施していた本市独自のキャンペーン」と記載すると、前後についてどこに本市独自のキャンペーンの具体の記載があるのだろうとなりますので、書きぶりが親切ではないかもしれません。少し手を入れていただく必要があるかと思います。

武田委員 子どもの生活習慣というのは、子どもだけを向上させるのは難しく、保護者や家庭の理解が必要であると思います。私自身も自分の子

どもが小学1年生のときに、学校保健委員会というのがあるということで参加したのですが、教育委員会から来てくださった先生のお話が大変良いお話で、親はこういう風に子どもの学校生活をサポートしていくんだということが分かりました。委員会に出席できなかった親は多かったです、学校だよりなどを通して情報共有できているので、そういった情報に触れた親は、小学生の親をやるのは初めてでどうしたらいいか分からないというところから、すごくいい導きになると思います。そうしますと校内でやっているキャンペーンやアンケートだけでなく、学校保健委員会への参加というような実効性のあるかたちで、教育委員会でもそういった会を設けて、保護者へ語りかけているということを行入らせていただくと、そういうことに関心を持つ人も出てくるかなと思いますので、御検討よろしく申し上げます。

細田教育長

保護者の立場から実際の体験・実感を伴った御意見ですので、工夫して入れていただきたいと思います。

細田教育長

それでは、議案第1号につきましては、御指摘いただいたところを修正した上で、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成31年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

細田教育長

続きまして、議案第13号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、議案第13号平成31年度さいたま市一般会計予算（教育費）につきまして、御説明させていただきます。

議案書及び資料は、別冊2の15ページ以降になります。

提案理由でございますが、平成31年度さいたま市一般会計予算の教育費に係る歳入歳出予算について、市長に申出するものでございます。

それでは、資料の17ページをお願いいたします。

第1表「歳入歳出予算」でございますが、教育委員会所管の歳入予算合計は、上の表の一番下にありまして、142億133万円、歳出予算合計は、下の表の一番下にありまして、889億5,0

63万7千円となっております。

次に18ページをお願いいたします。

参考資料の、教育委員会関連事業に係る他局所管の歳入予算でございます。他局所管歳入の合計は40億1,835万2千円となっております。

その下の3行でございますが、「特定財源計」は前ページの教育委員会所管の歳入と、上の他局所管歳入を合わせました特定財源の合計額182億1,968万2千円、その下の「一般財源」の欄は平成31年度の教育委員会関連事業に係る一般財源の金額707億3,095万5千円となっております。

次に19ページをお願いいたします。

第2表「継続費」でございます。こちらは、工事や設計に複数年を要する事業に関するもので、今回新たに設定する2事業について、総額と年割額を定めるものでございます。

次に20ページをお願いいたします。

21ページにわたりまして第3表「債務負担行為」でございますが、これらは、複数年の契約等、将来にわたる財政支出行為として、賃借料など、25の事業について、それぞれの期間・限度額を定めるものでございます。

23ページをお願いいたします。こちらが、教育委員会にかかる歳入予算の事項別明細書となっております。

23ページが15款分担金及び負担金、16款使用料及び手数料、次ページにわたり17款国庫支出金、24ページが18款県支出金、19款財産収入、次ページにわたり21款繰入金、25ページが23款諸収入となっており、各々表の一番右の「説明欄」に書かれております歳入を集計したものとなっております。

歳入予算合計は、25ページの一番下の段の本年度の欄にありますとおり、142億133万となっておりますが、新設校の整備等に伴う17款国庫支出金の減少などにより、歳入全体で8億8,312万3千円、率にして5.9%前年度に比べ減額となっております。

次に26ページをお願いいたします。

教育委員会関連事業に係る他局所管の歳入予算の詳細でございます。他局所管の歳入予算は95%が財政局所管の市債となっております。

続きまして、歳出予算の事項別明細書について御説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

10款教育費は1項教育総務費から始まり、次ページにわたり2項小学校費、28ページは3項中学校費、4項高等学校費、5項幼稚園費、次ページにわたり6項社会教育費、29ページは7項保健体育費、

次ページにわたり 8 項特別支援学校費の予算をそれぞれ計上し、30 ページ 1 番下の本年度欄合計にありますとおり、歳出合計で 889 億 5,063 万 7 千円となっております。

30 年度予算と比較しますと、85 億 9,397 万 8 千円、およそ 8.8% の減額となっております。

これは 30 年度予算で計上されておりました美園北小学校及び美園南中学校 2 校の建設、仲町小学校の増築、大宮国際中等教育学校の整備に係る経費、この 4 事業の減額分だけでもおよそ 100 億円のマイナスとなるところですが、アクティブ・ラーニング、教育の情報化の更なる推進、学校トイレの洋式化の推進など、ソフトハード両面から新規・拡大事業にかかる予算の確保に努め、結果として 31 年度教育費の歳出予算額は、前年度と比べ約 86 億円の減少にとどまったという状況でございます。

続きまして、31 ページをお願いいたします。

継続費に関する調書でございます。複数年にわたり事業を実施する「与野本町小学校東校舎及び南校舎改修事業」及び「大戸小学校校舎改築設計事業」の 2 事業について、平成 31 年度より新たに継続費を設定するため、総額と年割額を定めるものでございます。

次ページ 31 ページ、32 ページが、債務負担行為に関する調書となっております。

平成 31 年度に新たに設定する債務負担行為は「教職員人事給与システム賃借料（追加分）」など 25 事業です。賃貸借契約や業務委託における複数年契約等、将来にわたる財政支出行為を担保するために設定するもので、平成 31 年度以降のそれぞれ支出予定期間及び金額について記載しております。

35 ページ以降が、各事務事業の調書となっております。私からは、主要事業について概要をお伝えします。

45 ページ下段の「学校教育推進事業」の主な事業の 3 番及び次ページ 46 ページ上段の「研究奨励・研究委嘱事業」の主な事業の 1 番にもあります「アクティブ・ラーニング推進事業」でございますが、アクティブ・ラーニングの視点から授業改善を図り、確かな学力を育成するため、新たにタブレット型コンピュータに導入するソフトウエアを整備することなどに要する経費で、予算額は 2 つを合わせ 3,183 万 4 千円でございます。

これに関連しまして 53 ページ下段の「教育情報ネットワーク推進事業」の主な事業の 1 番「教育の情報化推進事業」でございますが、児童生徒の情報活用能力育成のため、コンピュータ室以外へのタブレット型コンピュータ等の整備を拡充いたします。さらに教員が ICT 機器を効果的に活用できるよう、事例集の配付や研修会の開催などを

実施します。予算額は8億9,935万8千円でございます。

今開いていただいております左側のページ、52ページ下段の「特色ある学校づくり事業」の主な事業の4「イノベーションプログラム事業」でございますが、大学の講義や企業訪問、著名人との交流を通じ、世界で活躍できる国際感覚を備えた人材の育成を目指し、市立高等学校の生徒を海外の大学へ派遣するもので、予算額は491万6千円でございます。

資料が少し戻りまして47ページ下段の指導1課の「英語教育推進事業」でございますが、小学校1年生から9年間を見通した「グローバル・スタディ」を実施し、小・中学校での英語教育を発展・充実させるための経費です。予算額は5億6,833万9千円でございます。

51ページ下段の「教育相談推進事業」の主な事業の5「SNSを活用した相談窓口事業」でございますが、市立中・中等教育・高等学校生徒の不安や悩みに対するSNSを活用した相談を、今年度は補正予算対応で実施いたしました。31年度より拡大して実施いたします。予算額は1,174万円でございます。

56ページ下段の「小学校施設等維持管理事業」、58ページ上段の「小学校営繕事業」、さらに62ページ下段の「中学校施設等維持管理事業」、64ページ上段の「中学校営繕事業」の4つの事業にわたります「学校トイレの洋式化等の推進事業」でございますが、小・中学校の洋式トイレの整備と臭い対策について拡充を図るもので予算額は全て合わせますと13億3,033万8千円でございます。

70ページ下段の「家庭地域連携事業」の主な事業の1「コミュニティ・スクール推進事業」でございますが、学校を核とした地域づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを7校に先行導入するとともに、フォーラムの開催や保護者・地域住民への意識調査を実施するもので予算額は104万円でございます。

74ページ上段の「公民館安心安全整備事業」の主な事業の1「公民館施設リフレッシュ事業」につきましては、仲本公民館及び美園公民館の改修工事等を行うもの、併せまして主な事業の3「公民館エレベーター設置事業」については2階が入り口となっている3館の公民館うち2館についてエレベーター設置に向けた設計等を実施するもので、その他の維持改修費用を含めた事業全体の予算額は5億6,184万1千円となります。

私からの説明は以上となります。

なお、本議案書の内容につきましては、「予算及び予算説明書」「予算案の概要」として今後正式に公表されることとなります。本日は審議が終わりましたら、お持ち帰りにならず机の上に置いていただければと思います。よろしく願いいたします。

細田教育長 私から補足させていただきますと、歳出合計は昨年度比でマイナス8.8%ということでありまして約100億円の減ですが、先ほど教育財務課長から説明がありましたとおり、平成31年度に3校の学校が新しく開校するというので、大きな建設費があったものが一段落したところでも、教育のソフト面で14億円ほど充実を図っていただくことができたということで、オールさいたま市として、この予算が教育に非常に期待をしてくださっているという表れだと思います。オールさいたま市として「頑張れ」ということで予算付けをしてくださったことに対して、感謝とともに身の引き締まる思いです。特にアクティブ・ラーニングのICT関係につきましては、他の自治体と比べましても、本市が教育に対して非常に期待をもって予算付けをしてくれたということを実感しました。

武田委員 16ページのタイトルに平成30年度とありますが、これは平成31年度と考えてよろしいでしょうか。

教育財務課長 申し訳ございません。そのとおりでございます。

大谷委員 先ほど教育長が言われたとおりで、我々は責任をしっかりと果たしていかなくてはならないということでもありますので、学校や出先機関含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一つ質問ですが、今年が目玉はどのように認識していらっしゃるかお教えてください。

細田教育長 これは最後の教育長定例記者会見のなかに盛り込むことになると思いますが、なんといってもアクティブ・ラーニング型授業を推進するにあたって、今日的なICT教育を絡めた形で本市独自のプログラムを推進していけるということが、予算規模としても一番の目玉になると思います。

大谷委員 ぜひ結果を出していただきたいと思います。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第13号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。それでは、ここで5分間の休憩といたします。これ以降の議案に関

係する職員以外の方は退室していただいて結構です。再開は3時35分といたします。

議案第2号 さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 さいたま市宇宙劇場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 さいたま市うらわ美術館条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長 それでは、再開いたします。議案第2号から第5号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 資料の1ページから15ページをお願いいたします。私からは議案第2号さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号さいたま市宇宙劇場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号さいたま市うらわ美術館条例の一部を改正する条例の制定について一括して御説明いたします。

これらの議案につきましては、平成31年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、使用料等を改定するため、各条例の一部を改正することを市長に申出するものです。使用料等の算出方法につきましては、8%改定前の料金を100分の105で割り返し、さらに、100分の110を乗じて算出した額の10円未満を切り捨てしたものです。また、施行期日は、平成31年10月1日とするものです。

説明は以上でございます。

石田委員 引き上げの延期があった場合はどうするのですか。

教育総務課長 現時点では、10月1日に引き上げ予定ということで、予算を含めまして議案を提出するという対応しております。

武田委員 使用料等の値上げの際には、各施設に「この値上げは消費税率の改定に伴うものです」といった掲示をなさると思うのですが、決して市が儲けているわけではないということを、市民感情に配慮してきちんとお知らせするというのを徹底していただければと思います。

生涯学習部長 確かに市民感情もありますので、ホームページを含めまして、しっかりと広報をしていきたいと考えております。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第2号から第5号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第6号 さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長 続きまして、議案第6号につきまして、事務局から説明をお願いします。

館岩少年自然の家所長 議案第6号さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

資料は、議案書の119ページから120ページです。

この議案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置及び消費税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容の1点目につきましては、教育課程に基づく学習活動に係る利用者の範囲について、中等教育学校の前期課程の生徒及びその引率者を加えるほか、規定の整備を行うものでございます。

2点目につきましては、消費税及び地方消費税の税率が、8%から10%に引き上げられることに伴い、館岩少年自然の家の利用に係る使用料について、2%相当額の引き上げを行うものでございます。

施行期日は、1点目の規定の整備については、平成31年4月1日、2点目の使用料の改定については、平成31年10月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

細田教育長 私から質問させていただきます。利用者の範囲について、先ほどの説明では、中等教育学校の前期課程という説明にとどまっていたようですが、今回「特別支援学校の小・中学部」と記載されておりますが、この件についてはいかがですか。

館岩少年自然の家所長 市立特別支援学校の小学部、中学部につきましては、現在、自然の教室を実施しておりませんが、将来に向けて検討を進め、今後実施の可能性のあることから利用者の範囲に加えるものでございます。

武田委員 別表の「市外」の「小・中学校の児童及び生徒」というところは、特に他の者は加えなくてよろしいのでしょうか。実は私が教えている

大学の学生のなかにも、他の県の中等教育学校を卒業している学生がいますし、他にも様々な学校があると思うのですが、いかがでしょうか。

館岩少年自然の家所長

別表の記載につきましては、学校種を示すものではなく、年齢段階を示すものとして、確認しておりますので、こういう形で継続させていただければと思います。

細田教育長

他に御意見がなければ議案第6号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第7号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長

続きまして、議案第7号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第7号さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書は、21ページから23ページまでとなります。

本議案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置及び児童生徒数調査の結果に基づく教職員定数の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要について、2点に分けて御説明いたします。

1点目は、第2条の規定の整備についてでございます。さいたま市立大宮国際中等教育学校に副校長を置くことに伴い、教職員の定義に副校長を加えるほか、事務職員に係る規定の整備を行うものでございます。

2点目は、第3条に規定する教職員定数の変更についてでございます。12月1日時点で行った児童生徒数調査の結果に基づき算出した教職員数により、教職員定数を5,981人から6,064人に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

野上委員

教職員定数は児童生徒数調査の結果に基づくとありますけれども、さいたま市の場合は、人口も児童生徒数も増えていて持続的発展を続けていますが、これが衰退し、児童生徒数が減った場合は、教職員定数も減らさなければならないということでしょうか。

教職員人事課長

委員御指摘のとおり、児童生徒数によって教職員定数が決まっております。したがって、人口減少、児童生徒数の減少ということになりますと教職員定数も減少するというところでございます。また、児童生徒数が増えれば、教職員定数も増えるということになります。

野上委員

例えば児童生徒数が減った場合、40人学級を35人学級にするように教育を充実させるといった方向にはいかないものなのでしょうか。

教職員人事課長

いまのところ児童生徒40人に教職員1人という基準でやっております。35人というのは国の施策ですので国の動向を見ながらということになるかと思えます。

細田教育長

教職員人事課長の説明のとおりですが、定数条例を今後文部科学省がどのようにしていくかということがあるかと思えます。特に今働き方改革と言われていますが、そのコアのところにあるのは、給特法と定数条例だと思っております。マスコミもそのような報道をしておりますが、現時点ではいわゆる給特法については、文部科学省が何かをすることは財政上厳しいだろうということですので、考えることというのが、定数条例について、今後財政当局等としっかり議論をしていくということでありまして、そのような流れですので、定数条例が改正されるという可能性は十分にあることだと思えます。

野上委員

なぜ質問をしたかということ、以前中教審の部会で、小中一貫、中高一貫になったのなら、^{ふくそう}輻輳している事務が減るのだから合理化できる部分もあるだろうという議論が出たことがありました。私としては、そういった議論は経済の合理性が入ってしまって、教育論議ではないのではないかと思いました。むしろ、例えば学力調査でさいたま市のように立派な成績を収めているところであれば加配するというぐらいのことをしないとイケないのではないかと思います。しっかりと結果を出しているところには、それだけのものを付与することが必要で、そういうところからとってしまうという政策は真逆であるということで、先ほどの質問に繋がったというわけです。

細田教育長 実には毎年、加配について文部科学省とやりとりがございまして、さいたま市では加配をとってきております。その理由が、例えばグローバル・スタディでこれだけ頑張っているからさいたま市にはこういう加配をしようということで、さいたま市では加配をとってきている状況です。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第7号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第8号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

細田教育長 続きます。議案第8号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第8号さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書は、24ページから28ページまでとなります。

本議案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴い、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」、「さいたま市教職員健康審査会条例」、「さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」及び「さいたま市学校災害救済給付金条例」について、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要について、3点に分けて御説明いたします。

1点目は、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「さいたま市教職員健康審査会条例」の一部改正についてでございます。改正内容につきましては、さいたま市立大宮国際中等教育学校に副校長を置くことに伴い、教職員の定義に副校長を加えるほか、事務職員に係る規定の整備を行うものでございます。

2点目は、「さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正についてでございます。改正内容につきましては、非常勤の学校医等の公務上の災害に対して補償する制度の対象に、中等教育学校の学校医等を加えるものでございます。

3点目は、「さいたま市学校災害救済給付金条例」の一部改正についてでございます。改正内容につきましては、学校災害救済給付金制度の対象に、中等教育学校の前期課程の生徒を加えるほか、規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

細田教育長

御意見、御質問等はございますか。

御意見がなければ議案第8号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第9号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長

続きまして、議案第9号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第9号さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書は、29ページから32ページまでとなります。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、「さいたま市教員の修学部分休業に関する条例」及び「さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例」について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、「さいたま市教員の修学部分休業に関する条例」及び「さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例」で引用している学校教育法の条項を整備するものでございまして、いわゆる条項ずれによる改正でございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

細田教育長 御意見、御質問等はございますか。
御意見がなければ議案第9号につきましては、原案のとおりとして
よろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第10号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

細田教育長 続きまして、議案第10号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第10号さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について、御説明いたします。

議案書は33ページから45ページとなりますが、本日配付して
おります別添資料も併せて御覧ください。

本議案は、市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ教育職員の給
与を改定するほか、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴
い、所要の改正を行うものでございます。

次に、市人事委員会の勧告を踏まえた改正の内容でございます。市
人事委員会の勧告では、教育職給料表（1）及び（2）について、埼
玉県における改定状況等を考慮して措置すること、改定に当たっては
平成31年4月1日から施行することとしております。

この勧告を踏まえ、給料表の改定について、埼玉県の給料表の改定
に準じて、級号給ごとに1,700円から400円の間で引き上げる
ものでございます。

次に、中等教育学校設置に伴う改正の内容でございます。

1点目は、中等教育学校の教育職員につきましては、中学校に相当
する前期課程と高等学校に相当する後期課程の両方の授業を担当す
る体制とすることから、前期課程及び後期課程ともに高等学校の教育
職員に適用する教育職給料表（1）を適用させるものでございます。

2点目は、新設する副校長の職については、教頭と同一の職務の級
3級を適用させるものでございます。

また、その他中等教育学校に係る規定の整備を併せて行うものでご
ざいます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

細田教育長 御意見、御質問等がございますか。
御意見がなければ議案第10号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第11号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

細田教育長 続きまして、議案第11号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学事課長 議案第11号さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

資料の46ページから48ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設工事の遅延により、美園南中学校の位置を暫定的に変更することに伴い、所要の改正を行うため、さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申出するものです。

議案書47ページの新旧対照表をお願いいたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。資料は美園南中学校位置図をお願いします。

改正の概要でございますが、4月から工事完了後引渡しまでの1学期間、新1年生は美園小学校にて、新2、3年生は美園中学校にて授業を行います。このことから、4月1日から8月26日まで、美園南中学校の位置につきまして、美園小学校の所在地である「さいたま市緑区美園5丁目33番地」及び美園中学校の所在地である「さいたま市緑区大崎2550番地3」とする経過措置を附則に追加するものがございます。

施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

細田教育長 御意見、御質問等がございますか。
御意見がなければ議案第11号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第14号 さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事
請負契約について

細田教育長 続きまして、議案第14号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校施設課長 それでは、議案第14号さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟
（建築）工事請負契約について、御説明いたします。

議案書の49ページを御覧ください。

本議案は、学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、与野本町小学校の屋内運動場、プール、与野本町コミュニティセンターの大規模改修工事を実施するもので、「さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく、工事契約議案でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、入札の結果、田中・八生特定共同企業体と3億5,769万6千円の契約金額をもって契約を締結するものでございます。

次に、工事の概要について御説明いたします。50ページをお願いします。

敷地面積は24,238.01㎡で、改修建物でございますが、屋内運動場棟につきましては、1階が与野本町コミュニティセンター、2階が与野本町小学校の屋内運動場となっており、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延床面積が2,259.48㎡でございます。

プール棟につきましては、1階が与野本町コミュニティセンター、屋上が与野本町小学校のプールとなっており、鉄筋コンクリート造地上2階建て、延床面積が1,498.11㎡でございます。

工期につきましては、議会の議決日から平成32年3月6日までを予定しております。

改修内容につきましては、屋上防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、便所改修工事となります。

説明は以上でございます。

細田教育長 御意見、御質問等はございますか。

御意見がなければ議案第14号につきましては、原案のとおりとし

てよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第15号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約）

議案第16号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（機械設備）工事請負契約）

議案第17号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校屋内運動場棟建設（建築）工事請負契約）

細田教育長 続きまして、議案第15号から第17号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

学校施設課長 それでは、議案書の52ページ、議案第15号議決事項の一部変更について、さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約から56ページの議案第17号までは、関連がございますので、一括して御説明いたします。

本議案は、さいたま市立美園南中学校の校舎棟建設（建築）工事の受注者である特定共同企業体の代表構成員が経営破たんしたことにより、校舎棟建築工事の進捗が遅れた影響を受け、関連する設備工事や屋内運動場棟の建築工事においても遅延が生じたことから、契約金額の増額変更を行うものでございまして、「さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議決事項の一部変更を行うものでございます。

議案書52ページをお願いいたします。

平成29年9月議会において議決を得た「さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約」の当初の契約金額に1,609万2千円増額し、3億1,461万8,040円に変更するものでございます。

続きまして、議案書54ページをお願いいたします。

「さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（機械設備）工事請負契約」の当初の契約金額に1,662万1,200円増額し、5億3,715万3,120円に変更するものでございます。

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

こちら、「さいたま市立新設美園地区中学校屋内運動場建設（建築）工事請負契約」の当初の契約金額に1,821万9,600円増

額し、13億7,271万4,560円に変更するものでございます。
説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

細田教育長

御意見、御質問等がございますか。

御意見がなければ議案第15号から第17号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後4時13分